令和７年度　筑後川土地改良区賦課金の賦課徴収時期及び方法について

（令和７年３月２８日開催の第９０回通常総代会決議）

（１）令和７年度賦課金は下記期日までに納入方お願いいたします。

前期　　令和　７　年　６　月　２　日（賦課面積基準日：　４　月３０日）

後期　　令和　７　年１２月３０日（賦課面積基準日：１１月３０日）

※筑後川土地改良区事務所窓口払いにつきましては閉庁日にご注意ください。

（２）令和７年度賦課金については、下記のとおりとなりました。

①現金徴収及び口座振替　　②賦課金の計算方法は１円単位まで

※旧大善寺北部土地改良区に係る維持管理賦課金は全期一括徴収で
徴収時期及び方法は前期に準じる。

令和７年度 賦課基準は下記のとおりとなりました

事業区	賦課地域（地区又は校区）		賦課金（年／１０ａ）			
			土地改良事業賦課金	一般管理賦課金	維持管理賦課金	合　計
安武区	１．２．３．４区（安武・荒木・大善寺・津福地区）		2,200円	790円		2,990円
	圃場整備（荒木・安武・武島・住吉地区）		1,800円	790円		2,590円
大善寺区	１区（大善寺・安武・荒木地区）		2,500円	790円		3,290円
	３区（夜明・藤吉地区）		3,100円	790円		3,890円
	圃場整備	（荒木・住吉・大善寺北部地区）	2,300円	790円		3,090円
	圃場整備	（旧大善寺北部土地改良区）			4,600円	4,600円
三潴町区	１区（三潴・犬塚・城島の各校区）		700円	790円		1,490円
	３区新田（荒木・西牟田・三潴の各校区）		3,460円	790円		4,250円
	３区旧田（荒木・西牟田・三潴の各校区）		1,500円	790円		2,290円
	（旧）三潴全町	一・三工区一部．低コスト・土地総一部		1,390円		1,390円
		二工区．一・三工区一部．土地総一部		600円		600円
江上線区	久留米市城島町地区・大川市地区		200円	790円		990円
	三潴郡大木町地区	個人負担分	70円	530円		600円
		大木町負担分	130円	260円		390円
青木三又区	久留米市城島町地区・大川市地区		200円	790円		990円

◆土地改良区賦課金に関する内容について

※賦課金は、土地改良施設の維持管理全般に係る経費について組合員が直接支払いをして戴くものです

※一般管理賦課金とは・・・一般事務費・役員報酬・職員給与・総代会費・公課保険料・その他

※土地改良事業賦課金とは・・・水路修繕・揚水機修繕・揚水機場需用費・配水員給与・その他

※維持管理賦課金とは・・圃場整備揚水機電気料・揚水機操作管理費・修繕費・その他（合併土地改良区関連）

※賦課金の計算方法は１円単位まで

※組合員とは＝土地改良法第１１条に規定する者です

※経費の賦課＝土地改良法第３６条により納入方お願い致します

※賦課金の滞納＝土地改良法第３９条の規定により滞納処分[差押等]をする場合があります

㊟旧三潴全町土地改良区に係る賦課金は、旧三潴全町土地改良区賦課面積で計算します

㊟旧三潴全町土地改良区に係る賦課令書は従前の様式になります

㊟旧大善寺北部土地改良区に係る賦課金は全期一括で徴収致します

㊟旧大善寺北部土地改良区に係る賦課金の徴収時期及び方法は前期に準じます

◆筑後川土地改良区管内における維持管理団体が行う内容について

㊟筑後川土地改良区は水利権（大正２年からの耕地整理造成施設）に係わる維持管理団体

㊟圃場整備土地改良区は揚水機・上屋・パイプライン・取水栓等に係わる維持管理団体

㊟国営クリーク水路及び既存用悪水路は、関係する市町が管理しています

㊟県営クリーク水路は、関係する市町又は圃場整備土地改良区が管理しています

㊟三潴町事業区内支線水路（１～１１号線）は久留米市が維持しています

◆筑後川土地改良区賦課金に関するお問い合わせ先

※筑後川土地改良区事務所

〒830-0103　久留米市三潴町高三潴1256番地1　℡ 0942 - 65 - 0101